

議会運営委員会次第

平成29年2月14日（火）

午前10時開議

第3・4委員会室

- 1 平成29年第1回定例会の運営について
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - ア 議案第1号
 - イ 議案第2号から議案第21号
 - (3) 議事日程について
 - (4) 予算審査特別委員会の設置について
 - (5) 追加議案について
 - (6) 一般質問通告書について
 - (7) 陳情について
 - (8) 意見書等の取り扱いについて
- 2 その他
- 3 本日の決定事項について

平成29年流山市議会第1回定例会会期日程表(案)

別紙1

平成29年2月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
2月	木	本会議午後1時開議	27日	月	休 会 (総務常任委員会)
16日		1 会議録署名議員の指名	28日	火	休 会 (教育福祉常任委員会)
		2 会期の決定	3月1日	水	休 会 (市民経済常任委員会)
		3 議案第1号から議案第21号 報告第1号から報告第3号 (議案上程・提案理由説明及び報告)	2日	木	休 会 (都市建設常任委員会)
		4 休会の件	3日	金	休 会 (議案研究)
			4日	土	休 会 (議案研究)
			5日	日	
17日	金	休 会 (議案研究)	6日	月	休 会 (予算審査特別委員会)
18日	土	休 会 (議案研究)	7日	火	休 会 (予算審査特別委員会)
19日	日		8日	水	休 会 (予算審査特別委員会)
20日	月	休 会 (議案研究)	9日	木	休 会 (議案研究)
21日	火	本会議午前10時開議	10日	金	休 会 (予算審査特別委員会)
		1 市政に関する一般質問	11日	土	休 会 (総合調整)
22日	水	本会議午前10時開議	12日	日	
		1 市政に関する一般質問	13日	月	休 会 (総合調整)
23日	木	本会議午前10時開議	14日	火	休 会 (総合調整)
		1 市政に関する一般質問	15日	水	休 会 (予算審査特別委員会)
24日	金	本会議午前10時開議	16日	木	休 会 (総合調整)
		1 市政に関する一般質問	17日	金	休 会 (総合調整)
		2 追加議案上程 (議案上程・提案理由説明)	18日	土	休 会 (総合調整)
		3 議案第1号 (質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任)	19日	日	
		4 議案第2号から議案第21号、追加議案 (質疑・委員会付託)	20日	月	休 会 (総合調整)
5 陳情の件 (委員会付託)	21日	火	本会議午後1時開議	1 議案 (委員長報告・質疑・討論・採決)	
6 休会の件			2 議案・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決)		
			3 追加議案上程 (議案上程・提案理由説明)		
25日			土	4 発議上程 (提案理由説明・質疑・討論・採決)	
26日			日	5 所管事務の継続調査について	
		休 会 (議案研究)			

平成29年流山市議会第1回定例会議案付託表

平成29年2月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
予算審査 特別委員会	議案第1号	平成29年度流山市一般会計予算

平成29年流山市議会第1回定例会議案付託表

平成29年2月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総 委 員 務 会	議案第2号	平成28年度流山市一般会計補正予算 (第5号)
	議案第3号	流山市議会議員及び流山市長の選挙にお ける選挙運動の公費負担に関する条例及 び流山市長の選挙におけるビラの作成の 公費負担に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
	議案第4号	流山市職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
	議案第5号	流山市職員の育児休業等に関する条例及 び職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	流山市手数料条例の一部を改正する条例 の制定について
	議案第7号	流山市税条例等の一部を改正する条例の 制定について
	議案第8号	財産の取得について(流山市立西初石小 学校用地)
	議案第9号	特定事業契約の変更について(小山小学 校校舎建設等PFI事業)
	教 育 福 祉 委 員 会	議案第10号
議案第11号		平成28年度流山市介護保険特別会計補 正予算(第4号)

付託委員会名	議案番号	件名
教育福祉 委員会	議案第12号	平成29年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第13号	平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
市民経済 委員会	議案第14号	平成29年度流山市国民健康保険特別会計予算
	議案第15号	平成28年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
	議案第16号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設 委員会	議案第17号	平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
	議案第18号	平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第19号	平成29年度流山市水道事業会計予算
	議案第20号	平成29年度流山市下水道事業会計予算
	議案第21号	流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年流山市議会第1回定例会日程表（第1号）

平成29年2月16日

午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第1号 平成29年度流山市一般会計予算
議案第2号 平成28年度流山市一般会計補正予算（第5号）
議案第3号 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 財産の取得について（流山市立西初石小学校用地）
議案第9号 特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）
議案第10号 平成29年度流山市介護保険特別会計予算
議案第11号 平成28年度流山市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第12号 平成29年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
議案第13号 平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 14 号 平成 29 年度流山市国民健康保険特別会計予算
議案第 15 号 平成 28 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 議案第 16 号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 平成 29 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
議案第 18 号 平成 28 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 議案第 19 号 平成 29 年度流山市水道事業会計予算
議案第 20 号 平成 29 年度流山市下水道事業会計予算
議案第 21 号 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
について
(議案上程・提案理由説明)
- 報告第 1 号 専決処分の報告について
報告第 2 号 専決処分の報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について
(説明)

第 4 休会の件

消防本部・中央消防署庁舎の早期移転建設を求める決議

現在、本市では、つくばエクスプレス沿線開発に伴い、今後、中心市街地となる流山おおたかの森駅周辺において、中高層建物や人口の増加が著しく、地域の生活環境は大きく変化している状況である。

そのような中で、流山市の重要拠点である消防本部・中央消防署庁舎は、市の西側に位置し、災害発生場所によっては、現場到着に時間を要していることや、本市の洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域内に設置されており、大規模災害時に被災する恐れもある。また、本庁舎は、築42年で老朽化も進み、執務スペースも狭隘化しており、本庁舎の移転建設は急務となっている。

都市建設常任委員会が平成28年に行った市外視察でも、消防本部・消防署庁舎移転新設までには、基本構想の策定、候補地選定、用地買収、基本設計、実施設計及び建設工事等々、少なくとも5年程度の歳月を要することから、流山市の将来を見据えた消防体制を築き、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、消防本部・中央消防署庁舎について、将来を見据えた適正な建設地及び規模を選定するために調査し、用地の確保及び基本構想策定に努められ、また平成29年度に実施する中央消防署移転事業において、適正な建設地が決定した際には、速やかに庁舎の移転建設に着手されることを求める。

以上、ここに決議する。

平成29年 月 日

千葉県流山市議会

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所Wi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
国土交通大臣	様

千葉県流山市議会

「共謀罪」の新設に反対する意見書

政府は今国会で、犯罪の計画段階で処罰を可能とする「組織犯罪処罰法改正案」、いわゆる「共謀罪」法案の「早期成立を目指す」としている。これまで3度も国会に提出されてきたが、恣意的な適用が懸念されると批判され、日本弁護士連合会も「近代刑法に反するもの」であり、「単に疑わしいとか、悪い考えを抱いているというだけで、人が処罰されるような事態」が懸念されるとして、「共謀罪の新設に断固反対」を表明するなど、全国に反対の運動が広がり、廃案となった経緯がある。

今度は「テロ等準備罪」などと名称を変えて議論しているが、思想や内心を取り締まるこれまでの「共謀罪」と本質はなんら変わっていない。日本の刑法は、「個人の生命や身体、財産など保護されるべきものを侵害する行為」を処罰することが原則とされてきた。しかし、「共謀罪」は犯罪の行為ではなく、意思を処罰の対象にするもので、憲法が保障する「思想及び良心」を犯罪視した、現代版「治安維持法」とも言えるものである。

当初の700近い対象犯罪を当面300程度に縮小したとしても、「共謀」を取り締まるために、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（通信傍受法）を濫用し、国民の会話や電話、メールなどを日常的に盗聴、監視することが予測されるなど、事件に関係ない人の人権まで侵害するおそれがある。また、警察のおとり捜査、密告や通報が奨励され、冤罪が格段に増加するとの危惧もある。

テロは、現在の法律でも対応可能とされているにもかかわらず、新たに、歴史を逆行させる悪法、「共謀罪」法案を持ち出す政府の暴走・強権は、絶対に容認できるものではない。

よって、本市議会は国に対し、「共謀罪」を新設しないよう強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

国民の願いや実態に沿った働き方「改革」を求める意見書

2017年1月17日、2016年4月から9月までの間に全国の労働基準監督署が行った事業所立ち入り調査の結果が発表された。全国1万の事業所のうち、法令違反が見つかった6659事業所に是正勧告をしたことがわかった。

また、国際労働機関（ILO）が2016年末発表した『世界賃金報告2016／17年版』でも、近年、20か国・地域（G20）の先進諸国で賃金上昇が高まったものの、日本では実質賃金が下落していると指摘している。

さらに報告では、「最低賃金については、適切な水準で設定された場合、雇用に重大な悪影響を及ぼすこともなく低賃金労働者の所得引き上げが可能となることは最近立証されている」と指摘している。また、非正規雇用労働者に対して、正社員並みの保護を提供し、均等待遇を守る必要性も強調している。

そこで政府に対し、以下のことを求める。

記

- 1 過労死を生み出さないよう長時間労働の規制強化にあたること。
- 2 労働基準法、男女雇用機会均等法、派遣法などに「均等待遇」「同一労働同一賃金」を明記し、格差是正にあたること。
- 3 中小企業に対する賃金助成や社会保険料の減免などの支援を確立し、最低賃金を上げるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
財務大臣	様
法務大臣	様
経済産業大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

障がい児者の生活基盤の整備充実を求める意見書

2014年1月、政府は国連・障害者権利条約の締結国に加わった。条約には、第19条(a)で「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とし、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食料、衣類及び居住を含む)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとなっている。

しかし、障がいがあるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障がい児者は年々増加し、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設、人材確保など社会資源の絶対的不足が慢性化している。その結果、多くの障がい児者が家族の介護に依存した生活を長期間余儀なくされ、社会からの孤立、精神的・経済的な家族依存、老障介護等がおきている。

とりわけ、緊急時や同姓介護に対応するヘルパー等の社会福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイ(いわゆるロングステイ)での生活を余儀なくされている実態などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 障がい児者が『暮らしの場』を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充すること。
- 2 福祉人材の処遇を改善し、確保すること。
- 3 入所施設を備えた地域生活拠点の国の責任で整備すること。
- 4 前3項を実現するために、障がい者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体に財政的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

学童保育における質と量の更なる充実を求める意見書

厚生労働省は2017年1月16日、共働き家庭の小学生を放課後に預かる「放課後児童クラブ」(学童保育)を利用できなかった待機児童が、2016年5月1日時点で1万7203人だったとする調査結果を公表した。待機児童は5年連続で増加しており、都道府県別では、東京都、埼玉県につぎ、千葉県は1380人と3番目に多くなっている。

とりわけ児童数が増加している本市では、学童保育の質と量の充実は大きな課題となっている。本市では、厳しい財政状況を考慮しても、当初予算ベースで事業費を増やし対応している。しかし、財政力に限界のある市町村頼みでは、子どもに真に寄り添った学童保育の展開に限界がある。

また、学童保育の指導員・支援員の労働環境は、国の補助単価が低く、全国約6万人いる学童保育指導員の勤務条件では年収150万円未満が53%とのことである。その他にも、「勤続年数が増えても賃金が上がらない」53%、「退職金がない」71%、「一時金がない」58%、運営形態が公営でも民営でも非正規職員というのが73%となっている。

そこで、政府及び千葉県に対し、指導員・支援員の処遇改善も含めた学童保育の充実に向け、更なる施策の充実を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

千葉県内における私立高校授業料等の負担軽減を求める意見書

東京都では、私立高校生の授業料を軽減する特別奨学金を2017年度から大幅に拡充する方針を決めたと報道されている。また、低収入世帯の都立高校生への独自給付型奨学金も創設するとのことである。

その内容は、国の奨学支援金と合わせて都内私立高校の2016年度平均授業料である年44万2千円を上限に支給するだけにとどまらず、入学支度金の貸付額も20万円から25万円へ引き上げ、これらの対象が都内私立高校に通う学生の3人に1人へ拡大される見通しとなったことに、保護者や生徒、教員、私立高校からも大いに歓迎されている。

その他、埼玉県では年収500万円未満まで、施設設備費含めたいわゆる年間学納金を対象に全額免除にしており、年間の県単独の減額免除に係る予算は千葉県をはるかにしのぐものとなっている。

千葉県では、私立高校の3年間の学費は263万円から163万円程度で、平均約214万円程度と報道されている。一方で、千葉県は年収350万円未満までは授業料全額免除しているものの、年間24万円以上の施設設備費等の負担は低所得者に重くのしかかっている。

そこで千葉県において、近隣都県の取り組みに学び、私立高校における施設設備費等のいわゆる年間学納金の負担軽減施策のいっそうの拡充を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会